

1 対象農用地の基準

(1) 対象地域及び対象農用地の指定

交付金の対象地域及び対象農用地については、次のアの指定地域のうちイの要件を満たす農振農用地区域内の農用地であって、1 h a 以上の一団の農用地とする。ただし、連担部分が1 h a 未満の団地であっても、集落協定に基づく農用地の保全に向けた共同取組活動が行われる複数の団地の合計面積が1 h a 以上であるときは、対象とする。また、連担している農用地でも傾斜等が異なる農用地で構成される場合には、一部農用地を指定することができる。

更に、一団の農用地において、田と田以外が混在しすべてが田の傾斜基準を満たしている場合においては、当該一団の農用地について、協定の対象となる農用地とすることができる。なお、畦畔及び法面も農用地面積に加える。

ア 対象地域

野登地区・白川地区・旧関町全域

イ 対象農用地

(7) 急傾斜農用地については、田 1/20 以上、畑、草地及び採草放牧地 15 度以上勾配は、団地の主傾斜により判定を行い、団地の一部が当該主傾斜を下回っても、当該主傾斜が傾斜基準を満たす場合には交付金の対象とする。

(4) 自然条件により小区画・不整形な田

(9) 積算気温が著しく低く、かつ、草地比率 70 % 以上の地域の草地

(エ) 市長の判断によるもの

a 緩傾斜農用地

田 1/100 以上 1/20 未満、畑、草地及び採草放牧地 8 度以上 15 度未満の傾斜地を対象

b 高齢化率・耕作放棄率の高い農地

急傾斜農地及び緩傾斜農地以外の農地で高齢化率 40 % 以上、耕作放棄率：田 8 % 以上、畑（草地含む。） 15 % 以上の農地

(イ) 三重県知事が地域の実態に応じて指定する地域

2 対象者

認定農業者に準ずる者とは、地域の実情に合わせて亀山市長が認定する者とする。